

自動車運送事業者等へのヒアリングについて

令和4年度 第1回 自動運転車を用いた自動車運送事業における
輸送の安全確保等に関する検討会

1. 目的

自動車運送事業者が従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために運送事業者が講ずべき具体的な措置を検討するにあたり、実証実験等に取り組む自動車運送事業者等の状況等を把握し、多様な意見や取組みを反映するため、ヒアリングを実施する。

2. 実施時期、進め方(案)

- 本年7月～8月に、対面又はオンラインで実施する(外部非公開)。
- ヒアリング対象事業者等については、本日の議論を踏まえ事務局で選定し、対象事業者等名及び実施日時について、事前に各委員にお知らせする。
- ヒアリングは事務局が実施し、各委員は、希望するヒアリングに参加することができる。
- ヒアリング結果は、事務局でとりまとめの上、第2回検討会で報告する。

3. ヒアリング対象事業者等(案)

- 実証実験等に取り組むバス、タクシー、トラック事業者(各2～3社程度)
- 実証実験等に取り組む自動運転サービス提供者(2～3社程度)
- 実証実験等に取り組む地方公共団体(2～3団体)
- 実証実験等に取り組む自動車メーカー(1～2社)

4. ヒアリング事項(案)

(1) 共通事項

- 実証実験等の概要、輸送の安全等を確保するための体制や具体的に講じている措置等。
- 実証実験等から、旅客/貨物の輸送の安全等を確保する観点でどのような成果や課題が見えたか。

(2) バス、タクシー、トラック事業者向け追加事項

- 自動運転車を用いた自動車運送事業の実現に向けた技術開発状況及び課題。
- 将来的に、自動運転車を用いた自動車運送事業を行う見込みがあるか(ある場合は時期や運行形態、ない場合は理由)。
- 自動運転車を用いた自動車運送事業を行う場合、どのような運行形態(例えば運行状態の監視業務や非常時の対応業務等を契約により外部の者に実施させる等)を想定しているか。
- 運転者が存在しない自動運転車を用いた自動車運送事業において、これまで運転者が担っていた運転操作以外の業務を、誰がどのように担うべきと考えているか。等

(3) 自動運転サービス提供者向け追加事項

- 自動運転車を用いた自動車運送事業の実現に向けた技術開発状況及び課題。
- 将来的に、自動運転車を用いた自動車運送事業を行おうとする運送事業者に対し自動運転サービスを提供することを計画しているか(している場合は時期や運行形態、していない場合は理由)。
- 運転者が存在しない自動運転車を用いた自動車運送事業において、これまで運転者が担っていた運転操作以外の業務を、誰がどのように担うべきと考えているか。等

4. ヒアリング事項(案)

(4) 地方公共団体向け追加事項

- 当該地域における公共交通の現状と将来的な課題。
- 自動運転車を用いた自動車運送事業の実現に対する期待と課題(住民の声)。

等

(5) 自動車メーカー向け追加事項

- 自動運転車を用いた自動車運送事業の実現に向けた技術開発状況及び課題。
- 運転操作以外の業務について、将来的に車両側でどのような対応が可能となると考えているか。

等

本日ご議論いただきたいこと

- ヒアリング対象、ヒアリング事項として追加すべき事項はあるか。
- ヒアリング結果について、どのようにまとめ、分析を行うことが有益か。